

宮城県社会福祉審議会議事録

I 日 時 平成29年1月18日（水）午後1時30分から午後2時30分

II 場 所 宮城県自治会館2階 205・206会議室

III 出席委員 16人

IV 出席者（敬称略）

別紙のとおり

V 会議経過

高橋 悟（宮城県保健福祉部保健福祉総務課副参事兼課長補佐（総括担当））の司会により、下記のとおり開催した。

1. 開 会

（司会）

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまから、宮城県社会福祉審議会を開会いたします。

はじめに、会議の成立につきまして申し上げます。本日は、委員21名中、過半数の16名の皆様に御出席いただいておりますことから、条例の規定によりまして、会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、県条例に基づき、公開により進めさせていただきます。また、議事録につきましても、県のホームページ等で公開することとなりますが、公開前には、内容につきまして、本日御出席の委員の方々の御確認をいただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、前回の会議以降、新たに委員に委嘱された方々につきまして、委嘱状を交付させていただきます。

浅野 元 様（渡辺保健福祉部長より委嘱状を交付した）

仁田 和廣 様（渡辺保健福祉部長より委嘱状を交付した）

村上 智行 様（渡辺保健福祉部長より委嘱状を交付した）

2. あいさつ

（司会）

はじめに、開会にあたりまして、県保健福祉部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

(渡辺保健福祉部長)

皆さん、こんにちは。宮城県の保健福祉部長の渡辺でございます。

社会福祉審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆さまには、日頃から本県の保健・医療・福祉行政の推進にあたりまして、格別の御理解と御協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

また、震災発生以降、それぞれの専門分野におきまして御尽力をいただいております、改めて、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

震災から5年10ヶ月が経過いたしました。県では、今まで、被災者の生活・健康支援を最優先に、仮設住宅サポートセンターにおける見守り活動や、専門家と連携した心のケア、健康調査をはじめとした健康支援、また、甚大な被害を受けた保健・医療・福祉施設の復旧などに取り組んでまいりました。

被災地では、今なお、約2万4千人の方々が応急仮設住宅における生活を余儀なくされておりますが、順次、災害公営住宅への入居が本格化しております。今まで行われてきた健康支援や見守りの取組が、災害公営住宅への移行した後も地域で支える体制として構築することができるよう、県としては、引き続き、市町の取組みを支援してまいりたいと考えております。

本日の審議会であります、報告事項といたしまして、「宮城の将来ビジョン」の改定案について、社会福祉分野について説明をいたします。今後の事業を進めていく上で、是非皆様からの忌憚のない御意見をいただき、今後の施策に反映させていきたいと考えております。

宮城の復興と発展を実現していくには、県民の皆様一人ひとりが復興の主体となり、国・県・市町村・企業・団体が総力を結集し、一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠であります。

是非、今後とも、皆様の御支援、御協力をいただきながら、元気で活力のある、そして安心して生活していける宮城を創ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日出席の主要職員を紹介いたします。

保健福祉部次長 千葉 隆政でございます。

(千葉保健福祉部次長)

千葉でございます。皆様よろしく願いいたします。

(司会)

なお、関係各課の出席職員は、名簿記載のとおりでございます。

3. 審議事項（1）副委員長の氏名について

（司会）

それでは、議事に入ります。

条例の規定によりまして、議事の進行は、阿部委員長にお願いします。

（阿部委員長）

議長を務めさせていただきます、阿部でございます。

どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、次第に従いまして、早速「審議事項（1）副委員長の指名」に入りたいと思います。本件について、事務局から説明をお願いします。

（伊藤保健福祉総務課長）

それでは事務局から説明させていただきます。これまで副委員長は、民生委員児童委員協議会の会長であります遠藤敏榮様をお願いしておりましたが、平成28年11月30日を以て、本審議会委員の職を御退任されましたので、副委員長を新たに選出しようとするというものになります。副委員長の選出方法につきましては、「宮城県社会福祉審議会条例」の第4条第1項の規定により、委員長が指名することになっておりますので、阿部委員長に、御指名いただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

（阿部委員長）

承知しました。

それでは、指名させていただきます。副委員長には、高橋 信宏（たかはし のぶひろ）委員を指名させていただきますと思います。

高橋委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【高橋委員了承】

それでは、高橋副委員長、副委員長席の方へお進みいただき、一言御挨拶をお願いします。

（高橋副委員長）

宮城県社会福祉協議会の高橋でございます。只今、御指名をいただきました。僭越ではございますが、副委員長を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

4. 報告事項（１）「宮城の将来ビジョン」改定について

（阿部委員長）

それでは、次第に従いまして、次に報告事項に移らせていただきます。「報告事項（１）宮城の将来ビジョン」改定について、事務局より説明をお願いします。

（伊藤保健福祉総務課長）

それでは私から、引き続き、将来ビジョンの改定についてご説明いたします。資料１の１ページをお開きください。

まず、改定の趣旨といたしましては、県では平成１９年に策定しました県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」に基づき、安心と活力に満ちた地域社会づくりなど、様々な施策を実施してまいりました。

その一方で、東日本大震災を受けて、平成２３年１０月に宮城県震災復興計画を策定し、復旧にとどまらない、抜本的な再構築を基本理念として、復旧・復興に向けた取組を進めてまいりました。

このような中、将来ビジョンは今年度で終期を迎え、引き続き、東日本大震災からの復興を最優先課題として取り組んでまいりますが、少子高齢化、安全で安心な地域社会づくりなど、現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりを進めていくことが必要と考えています。

このため、震災復興を最優先課題として取り組んでいることを踏まえ、ビジョンの終期を震災復興計画の終期に合わせて４年間延長するとともに、必要な見直しを行うことといたしました。

続きまして、県政運営の理念と基本姿勢についてですが、宮城の将来像としては、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城です。そして、宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城です。」と掲げております。

次に、県政運営の理念としては、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」と掲げています。また、政策推進の基本方向といたしましては、①富県宮城の実現、②安心と活力に満ちた地域社会づくり、③人と自然が調和した美しく安全な県土づくりを掲げています。県政運営の基本姿勢としては、震災がありました、引き続き取り組んでいくものとして考えております。

次に、２ページ目の政策推進の基本方向については、当審議会に関連するものとして、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を掲げております。続きまして、改定のポイントや具体的な取り組みなどの詳細につきまして、担当課からご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

(子育て支援課 渡邊課長補佐 (総括担当))

それでは、続きまして、子育て支援課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2の30ページをお開きください。「子どもを生み育てやすい環境づくり」の中の、取組13「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」の改定のポイントについて御説明いたします。

「目指す宮城の姿」の主な変更点としましては、二つ目のマルの「仕事と生活の調和が図られ」のあとに、「男性の育児参加が進み」という表現を追加しております。最近では「イクメン」といった言葉も使われるようになり、現行のビジョンを策定した10年前と比較しても、父親の育児参加の重要性がより認識されつつあり、男性の育児休暇取得など、社会の理解をさらに浸透させていく必要があることから、新たに加えたものです。

そのほかは、現行のビジョンから大きく変更しておりません。

続いて、矢印の下「その実現のために県として行う取組の方向」であります。一つ目の文章では、少子化対策の総合的な推進に当たって、「子育て世代に対する支援を拡充」していくことを加えてございます。

具体的取組として、来年度から「乳幼児医療費助成制度」を拡充することとしており、市町村に対する補助金の対象年齢を、現行の「3歳未満」から「義務教育就学前」まで引き上げる予定でございます。

また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るための新たな取組として、「小学校入学用品費の助成制度」の創設に向けて作業を進めております。市町村単位であれば、このような取組を行っているところもございますが、全県を対象としたものとしては、他県に例の無い全国初の取組になると認識しております。

また、同じく少子化対策の総合的な推進に当たって、「結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援を実施」していく旨も追記しております。

特に、結婚については、近年、進行している晩婚化や未婚化が少子化の要因の一つとなっていると考えており、「異性との出会いの機会がない」という若者の声も多くございますことから、県においても、今年度から本格的に結婚支援事業に取り組み始めたところでございます。

昨年7月に、結婚支援を行う拠点として「みやぎ青年婚活サポートセンター」を設置しており、結婚希望者からの相談を受け付けて、専門の相談員がその方にふさわしいパートナーを御紹介したり、お見合いイベントを開催したりするなど、出会いの機会の創出に取り組んでおります。お見合いイベントでは、参加者の約3割でカップルが成立するなど、一定の成果を上げておりまして、来年度以降も引き続き、出会いや結婚を希望する方々を応援してまいります。

次に、四つ目の文章では、保育所入所待機児童の解消に向けた保育所整備の促進についての記述を加えております。県内の待機児童数は、仙台市内の児童も含めると、平成28

年4月現在で638人となっております。昨年は926人でしたので、比較すると、減少に転じているところですが、まだ、十分な受け皿を確保できていない状況であり、潜在的な保育ニーズも想定されることから、引き続き、市町村と連携しながら施設整備を促進してまいります。

また、保育所等の整備に伴い、保育士の確保も課題となっていることから、その記述も加えております。県では、平成26年6月から保育士等の就業支援を行う「保育士人材バンク」を設置し、先月末までに211人の就業につなげております。

そのほかの変更点としては、下から四つ目の文章に、子どもの貧困対策に関する記述を加えております。子どもの6人に一人が相対的貧困の状況にあると言われておりますが、県においても、昨年3月に貧困対策計画を策定し、福祉と教育が連携しながら各種施策に取り組んでおります。

取組13に関する主な変更点は以上でございます。

(成田長寿社会政策課長)

長寿社会政策課長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の4頁を御覧ください。政策8、右上ですけれども、「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」とあります。上から4番目に、地域包括ケアシステムの推進という言葉がございます。これは、平成27年に知事を会長に、医療と介護等、49団体の参画による「地域包括ケア推進協議会」を立ち上げ、平成27年から29年の3箇年を、アクションプランの第1ステージといたしまして、地域包括ケア体制の構築を行ってきたところでございますが、アクションプランを推進中でございますので、地域包括ケアシステムの推進、システムの推進ということで、アクションプランを鋭意実施しているところでございます。

次に、その下のひし形の「医療・福祉人材の確保等」というのがございます。この関係のポイントをお話させていただきますと、若年層、中高年等への体験型の介護人材の供給の喚起ということと、介護というのは実は奥の深い、人生の最後に寄り添いながら、「死ぬ」ことから「生」を考えるとというような、若い人材にとってもですね、大変意義のあるものであるという介護の魅力などを発信していくと。今日、お手元にですね、青色のケア・ヒーローズというのがございます。これは、中学生、中学3年生の全員に配っておりますけど、県内ですね、介護の魅力を書いているものでございます。これと同じく、DVD、YOUTUBE等で公開しております。その他にですね、外国人の活用ですね。国家資格を取得する外国人、それから、最先端の福祉機器としてのロボットの活用などの取組をですね、現在、検討中でございます。

次に、その下のですね、「宮城型地域支え合い体制の構築」というのがございます。これは、被災地支援のノウハウを地域包括ケア体制の構築に活かすということで、地域包括ケアシステムの推進に、この被災者、被災地支援のノウハウを活かし、取り組んでおります。

制度が変わりまして、新しい介護予防日常生活支援総合事業の中で推進しておりますが、本県の生活支援事業につきましては、全国に先駆けた生活支援コーディネーター養成を行っております、他県の視察も相次いでいるというような状況でございます。引き続き、各市町村の支援を拡充していきたいと考えております。

それでは、次に6頁を御覧ください。ここに、体系化されていますけど、「2 安心と活力に満ちた地域社会づくり」(14の取組)の中の政策8の生涯現役で暮らせる社会の構築の中に、「取組21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」というのがございます。38頁に、この取組21というのが出ております。38頁をお開きください。

この取組21とですね、目指す宮城の姿、その下の、実現のために県として行う取組の方向性に変更はございません。しかしながら、ポイントを少しお話させていただきますと、「高齢者の地域活動参加、人材の養成・確保」ということに関しましては、現在、県内の高齢者数65歳以上が59万4千人、約60万人になります。高齢者の地域活動の参加というのは、さきほど申し上げました、新しい総合事業の中で、地域づくりを通じた介護予防という理念、コンセプトの中で動いております。昨年7月には、全国でも珍しい、本県の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、約2,500人が協会を立ち上げました。宮城県リハビリテーション専門職協議会を立ち上げました。今後、積極的に介護予防、そして、地域づくりも見据えてですね、積極的に関わってもらうこととなっております。また、地域の見守りについて、その方向性の中にも出ておりますけれども、これにつきましては、昨年ですね、銀行11行、JA14組合、ヨシケイとか、セブンイレブンなどですね、直接、見守り支援に繋がっているような団体と県が協定を持ちました。老人クラブ連合会等も今後は、高齢者同士だけでも見守りに参入する等の意識も醸成されているところがあります。それから、取組の方向の3番目の「質の高い介護人材の養成・確保」というところで、需給ギャップを見据え、若年層、中高年の参入促進策を強化してまいります。また、介護施設と連携しまして、一日入門などで介護の魅力を紹介していきたいと考えております。それから6番目ですけれども、「権利擁護、虐待防止」に向けて、虐待では介護する方のストレスが大きな要因になっているというのが調査で分かっておりますので、施設にはストレス、アンカーマネジメント等の指導、それから、経営者セミナーですね、介護報酬引き下げに伴って、なかなか経営が大変という声も大変多くなっておりますので、経営者に対するセミナーを、成功事例をですね、紹介していく、成功した理事長さんと呼んだりとか、そういう形で啓発していきたいと考えております。また、権利擁護につきましては、弁護士会、社会福祉士会、関係NPOと連携した権利擁護の啓発を強化してまいります。最後に、7番目の「認知症対応」ですが、平成27年に国家戦略として打ち出された新オレンジプランに合わせまして、取組を強化してまいりたいと考えております。現在、県内には9万3千人の高齢者の認知症の方がおられます。2025年には14万人前後と予測されており、また、国全体といたしましては、10年後には700万人という、ヨーロッパの一つの小さな国ができる位の人口に匹敵することになります。既に本県でのサポ

一ター養成は、平成29年の目標値を超えておりますけれども、特に現在、警察とかですね、結構お呼びもございまして警察学校で教えたりとこですね、また、庁内の関係とも連携しております。そのほか、歯科医師、薬剤師、看護師等の各団体と連携いたしまして、専門職への対応力向上の研修など、今年度初めて実施しております。そのような形で拡充・強化を進めていきたいと考えております。長寿社会政策課からは以上であります。

(障害福祉課 田中副参事兼課長補佐 (総括担当))

それでは、障害福祉課から御説明します。

資料1の概要版では4ページの政策8の3点目「障害者が生きがいをもてる環境の整備と、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会の実現」の部分にあります。この部分が障害福祉課の関係部分になります。詳細につきましては、資料2の39ページをお開き願います。

取組22「障害があっても安心して生活できる地域社会」は、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域づくりが大切であると考えます。「目指す宮城の姿」として、この考えを3つの要素で整理しております。

1点目「障害の有無等にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりがすすめられています」というところですが、このことを実現するため、県として行う取組の方向を1点目から4点目に示しております。昨年4月に障害者差別解消法が施行されました。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的に制定されたものです。このことに鑑みて、取組の方向性の1点目にですね、障害を理由とする差別の解消に向けた取組の支援・普及啓発の推進というものを、今回新たに追加しているものであります。2点目から4点目の部分については、以前のものとは変わりはありません。

障害者を理由とする差別の解消に向けた取組として、何よりも障害者差別解消に向けた県民意識の醸成が重要であると考えます。差別解消に向けた取組の支援、普及啓発に今後取り組んでいきたいと考えております。県では、具体的な取組としてですね、広報誌や出前講座などにより、「障害者差別解消法」の普及啓発を推進するほか、昨年立ち上げました「障害者差別解消支援地域協議会」を通じて、関係者の情報共有や連携を促進していくこととしたいと思っております。

それから、目指す宮城の姿の2つ目になりますが、「民間企業等において、障害者の安定的な雇用が促進され、働く意欲のある障害者の就業の場が増加しています」というところですが、取組の方向の5番目と6番目の部分に対応する部分になっております。障害のある方の経済的な自立に加え、社会参加の促進や生きがいづくりの観点から、働く意欲のあ

る方のために、就労の場の確保は非常に重要な考えであると考えております。そこで、今回の改定において、6番目の障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することによる受注機会の確保という項目を今回加えました。本人に対する支援が必要なのはもちろん、受け入れる側の事業者や企業等の支援にも取り組むこととしております。

目指す宮城の姿の3つ目ですけれども、「重い障害等があっても、本人の自己決定が尊重されるとともに、保健・医療・福祉それぞれの関係機関の連携による様々な支援を通じ、障害等による不便さが社会全体で補われ、自分が住みたい地域で自立して生活しています」というところですが、県として行う取組の方向の7番目から9番目が対応する部分になります。

障害のある方が地域で生活するには、安心できる生活環境が必要です。例えば、障害のある方の中には、日常的に痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な方がいますが、このような医療的ケアを行える事業所は少なく、限られております。本人はもとより介護を行う家族の方にも大きな負担となっています。そこで、医療的ケアが必要な方が短期間利用できる病床を確保するなど、医療的ケア体制の充実に取り組みます。また、一番最後の専門的知識に基づく質の高い福祉サービスを提供できる介護人材の育成の部分も、今回新たに書き加えました。介護人材の不足は、高齢者の介護においても問題になっておりますが、障害福祉の分野におきましても同様に深刻な問題となっております。人材の確保とともに質の向上維持にも取り組んでいきたいと考えております。

以上で取組22の御説明を終わります。

(小松共同参画社会推進課課長)

環境生活部共同参画社会推進課の小松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1の4頁をお開きいただきたいと思ひます。

基本方向2「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の中で、御説明させていただきますのは、一番最後の政策10「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」でございます。この中身といたしましては、例えば、警察など行政機関と地域社会が連携して、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するということですか、犯罪の被害者、被害防止対策等の強化、テロ・犯罪の未然防止に向けた取組の実施、あるいは多文化共生社会の実現推進などの内容を含んでいる項目でございます。その中でも、安全で安心なまちづくりの部分につきまして、御説明をさせていただきます。

資料2の42頁をお開きいただきたいと思ひます。こちら取組25といたしまして「安全安心なまちづくり」を目指して取り組むというところでございます。まず目指す宮城の姿でございますが、基本的には現行のビジョンを踏襲いたしまして、1段目、2段目に書いておりますけれども、犯罪の起きにくい、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人などが安心して暮らせる地域社会を目指す姿として、記載をさせていただきます。

から、昨今の情勢を踏まえまして、4番目の段落でございますが、皆様も最近、テレビ等で目にされると思うのですが、高齢者等を対象とする振り込め詐欺が最近増えておりまして、そのような特殊詐欺の被害やスマートフォンなど、デジタルコンテンツの利用に起因するトラブルが多数発生しているというような状況を踏まえまして、生涯に渡ってライフステージに応じた消費者教育と必要な情報提供が十分に受けられる体制を構築されていくということを目指して掲げて、新たに記載をさせていただいております。具体的な取組の方向でございますが、新たに加えた部分について説明をさせていただきますけれども、4つ目の四角でございますが、ストーカー、DV事案の相談件数やいじめの認知件数が増加している状況を踏まえまして、関係機関が連携した対応や被害者支援の推進などにより、防犯上の観点から、特に配慮を要する方々に対する安全対策を充実することとしております。具体的には、ストーカー、DV事案につきましては、平成27年度から、各圏域、宮城県内に7圏域ございますが、そちらの圏域単位での関係機関連絡会議を設置しましたほか、いじめにつきましては今年度、教育庁内、教育委員会内に設置いたしました、心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームや、いじめ問題対策連絡協議会などもございまして、関係機関間の連携を深めていくということにしております。それから、パンフレットをいくつかご準備させていただきましたが、その中に「子どもを犯罪の被害から守る条例」という、緑色のA4版のパンフレットがございます。こちらを御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましては、昨年1月に施行した条例でございまして、宮城県独自のものとございます。実際に地域で、子どもへの声かけ事案等が発生しており、増えているという状況を踏まえまして、このような条例を制定させていただいております。これは、どちらかといえば、検挙するというよりは、地域みんなで子どもさんを見守っていこうということで、改めて禁止される行為を明確に出しまして、そういうところを気をつけていって、地域で、皆さんで見守っていくということを進めていきたいということで、作成した条例であります。内容につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。それから、犯罪被害者の支援につきましては、私どもの方で、性暴力相談支援センターという相談機関を設置しております。これも実はパンフレットを用意させていただいたんですけども、こちらの、「犯罪被害等に遭われた方へ」というパンフレットがございまして、犯罪で被害に遭われた方というのは、大変ダメージを負っていますし、子どもさんでしたら生涯に渡ってそういうダメージが残るということもございますので、まずは本来、予防が大事でございますが、遭った場合に、すぐに手当ができる、サポートできるという体制を整えておりまして、県警と連携しながら、このようなセンターの運営なども行っておりますし、研修会の開催などによりまして、市町村の相談窓口の充実にも努めていくこととしております。

次に第6段落、6つ目の四角のところでございますが、先ほど少しお話しました、消費者被害の関係でございますが、ライフステージに応じた消費者教育を充実していくこととしております。具体的には、学校などにおきまして、発達段階に応じた消費者教育を行うとともに、出前講座の開催、消費生活サポートの方々や、県民と接する機会の多い事業者

の方々との協働による啓発活動を行うことによりまして、広く情報提供を行ってまいります。

次に7つ目の四角でございますが、犯罪の防止や事件の解決への効果が認められ、急速に普及が進んでいる防犯カメラでございます。皆様も、アーケードなど街の中で御覧になられていると思いますが、その有用性とプライバシー保護が調和した、適切且つ効果的な運用を促進していくということでございます。これも資料を出させていただいたんですけれども、今年度、「防犯カメラの設置運用に関するガイドライン」というものを作りまして、設置する事業者や各施設に対して、助言、支援を行っていくということにしております。パンフレットといたしまして、少し薄いクリーム色のガイドラインの概要、項目だけを書いたものをお配りしております。詳細はホームページ等を御覧いただきたいと思います。内容につきましては、A4横の資料、こちらの方に概要を書いております。公共的な空間で利用されているカメラは、もちろん防犯に役立つわけでございますが、一方で、画像の取り扱いを誤りますと、個人情報が出してしまうということになりますので、その辺を不安に思ってしまう市民の方が、たくさんいらっしゃるということで、宮城県としてもガイドラインを策定して、事業者の方に気をつけていただくように働きかけをすることにしております。

以上が、私からの説明でございます。ありがとうございました。

(阿部委員長)

説明は以上でございますので、只今説明のありました「宮城の将来ビジョン」の改定について、これから皆様から御質問等があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(仁田和廣委員)

仁田でございます。よろしくどうぞ。初めて参加させていただきます。雰囲気まだまだつかめていなんですけど、1つだけ。将来ビジョンについて、今日、我々議員にも県から配布されました。10兆円の戦略の中で、今、現況は大体、県内総生産が9兆4千億ほどです。ただ、震災の復興が終わると、約1兆円ダウンするんですね。ですから、果たしてこの10兆円というのが、できるかどうかというのはちょっと疑問なんですけど、僕は、福祉関係というのは、今日の将来についても、大変、大事なエリアであるという認識はあります。その中で、各法人なり一生懸命、今、やっぱり、周りから支援を受ける団体としか位置づけされていないんですけど、僕は、企業としてもね、例えば泉区辺りにある大規模なところだと、素晴らしい活動をされているというのは伺っておりますのでね、やっぱり、もうちょっと、前向きに、福祉関係も支援を受けるだけでなく、生産企業として考え方をもっと前向きに打ち出して、どういう支援の方向があるか含めてやるべきだと思うけども、部長どうですか。

(渡辺 保健福祉部長)

はい。福祉関係の施設もですね、地域にとっては、大事な雇用の場でありまして、これから、色々な食材の調達ですとか、色々な物品の調達関係でも、地域の経済に貢献する部分がございますので、そういう面もありますので、基本的には、介護サービス、医療福祉サービスの充実を図っていくというのが主要な目的ではありますけれども、経済的な効果もありますので、そういうところも視野に入れながら、考えてまいりたいと思います。

(仁田議員)

やっぱり大事なのは、世間では3Kの職場と言われたりね、人件費は安い・厳しい、また、将来的には人口減もある、まあそういう風な職場をね、やっぱり魅力的な職場に変えるというのは、これは行政の大きな役割だと思うんですよ。ですから、たまたま県内総生産の話ができましたけれどもね、県内にそういう優秀な企業を誘致したり、どんどん県民が喜ぶような福祉施策を、また、民間からもやれるような方向っていうのは、県の出す方向だと思うんですけど、その辺はどうですか。

(渡辺部長)

はい。やはり、医療福祉サービス、介護の現場の魅力をもっとPRしていくというのは、もっと必要でありますので、そういう面では、今日、参加していらっしゃる介護福祉会とか、関係団体と協力して、今日は、ケア・ヒーローズという冊子でも紹介されておりますが、やはり介護の福祉の現場に携ってる方が介護の魅力を配信していく、行政も配信していきますけれども、介護の現場で働いている人々が魅力を発信していくということが大事であろうと思います。あと、やはり、介護サービス、医療福祉関係の運営においても、マネジメント1つで、経営的な面で向上される余地もありますし、それから、働きがいのある職場に変えていくということも十分可能でありますので、昨年、全国的にも有名なマネジメントをやっている法人の経営者を招いて、講演会とか研修会もやっていただいておりますので、そういった研修会とかも開きながら、保健医療福祉サービスの経営・マネジメントの向上についても、施策を展開していきたいと思っています。

(仁田 和廣 委員)

これで終わりますけれども、やっぱり国の方はね、だんだん県内市町村に負荷をかけながらね、だいぶ減速してるのは、一応事実なんですよ。その時に宮城県としてね、やっぱり宮城県の高齢者なり、今後、介護を受ける方を含めてね、宮城県は最高に良かったかなという風に言われるように、さっきの担当課長さん方の説明も素晴らしい説明でしたからね、それも踏まえて、どんどんやってください。あとは私、保健福祉委員会ですから、委員会で積極的に支援ができるように努力をさせていただきますから。以上でございます。

(阿部委員長)

3点目は、励ましのお言葉ということで受け止めさせていただきますので、回答はよろしかったでしょうか。

(仁田和廣委員)

はい。

(阿部委員長)

その他に、何か御発言、御質問とかございませんでしょうか。

さきほど、部長が、黒田委員の方とかを見られていて、質問に関連して、あの介護人材の確保とかは、確か部会の方でも議論が出て、積極的に御発言いただいたような記憶もございますので、もしよろしければお願いいたします。

(黒田清委員)

委員長の方から、御指名いただきましたので、私の方からお話をさせていただきたいと思いますが、私、宮城県老人福祉施設協議会の会長をしています、黒田と申します。

今、介護人材は、全くと言っていいほど、確保できる状態ではありません。7、8年になりますかね。NHKのクローズアップ現代で放映されました。今、仁田委員が言われたように、3K、大変ですよ。結婚もできませんよ。家も建てられませんよ、という風な放映がされたわけですね。それから、全く人が集まらないような状態になりました。我々も、労働環境を整備、含めて、色々やっておりますが、なかなかイメージが悪いというような状況から、なかなか今は難しい状況で、今いる職員の方々にも、できるだけ質の高いサービスを提供するために、色んな研修会を通じて、色々勉強していただいたりしていますが、新しく介護を目指して入ってくる方がいるかという、なかなか難しいという状況にある、ということでもあります。それで、給与については民間に比べると、10～12万円も安いよねというお話もあったりですね、そういう報道が先行しておりまして、報道機関の方から取材に来たいというお話もありましたが、これからの高齢化社会を支える若い人達をもっと介護に魅力を感じられるような報道を、あなた達にする責任はないのですか、というお話をさせていただいております。で、そんなことも含めて、報道機関も含めて、何か対策を打っていかないと、これからの高齢化社会、支えていけないんじゃないかと、非常に心配しているんです。(平成)30年には介護報酬の改定があります。今まで処遇改善、交付金やなんかで1万とか2万とかですね、改善はしてきているんですけども、まだまだ開きが。そんな中でですね、将来、働いてみたいという若者が一人でも多くなれるようにですね、国やなんか働きかけていただいて、一つ、介護に携わる人が一人でも多くなるようにお願いしたいなど、そんな風に私は思っております。よろしくどうぞ。

(阿部委員長)

御無理をお願いしてしまいました。あの、かつて同様の話をいただいたことを心に残っていたものですから。その他に、何かございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

ちょうど、黒田委員のお話を伺った直前か何かに、村井知事が県政だよりかなんかで、福祉人材の確保の必要性を訴えられた後だったかと思います。非常に記憶に残っていたものですから、御無理をお願いしてしまいました。申し訳ございませんでした。

はい、それでは、他に御意見、御質問、本日のところはないという風に判断をさせていただいて、質疑を終了させていただきたいと思います。

5 その他

(阿部委員長)

次第を御覧いただきたいと思いますが、「5 その他」でございますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何か発言等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高橋誠一委員)

ちょっとビジョンにも関わるかもしれないですけど、困窮者の方の貧困対策のような、縦割りではなかなか解決できない問題が、増えてきていると思います。介護職の方が介護離職しなきゃならないことも起こります。給料が安いということもありますけど、介護職だけではない問題も抱えているように思います。先ほど、防犯の話もありましたけど、今、高齢者の方の犯罪が増えてきたり、背景の中に、なかなか立ち直れないような社会の構造も、実はあったりする。そういう意味では、福祉の問題も、今仰った経済の問題とも、防犯の問題とかですね、トータルに関わってきている。制度の狭間という部分が今、問い直されている。つまり、縦割りの中で、一生懸命やってもどうもなかなか全体として良くなれない横断的な問題です。困窮者の問題。子どもの貧困。介護と育児が同時に起こるダブル介護(ダブルケア)の問題にしても、横断的な視点が、必要になってきているという印象を持ちました。

(阿部委員長)

大変貴重な御意見ありがとうございました。制度の狭間、社会福祉の分野では似合わないかもしれませんが、ニッチな問題にどう対応していくかという視点、特に高橋委員の発言のあった、貧困という視点から、総合的に制度とか関連性とかを見直してみる必要性があるのではないかという御意見をいただいたという風に理解させていただきます。執行部の方でも、どうかお受け止めいただいて、御検討あるいは見直しの際の参考にさせていただければと思います。

他に、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

(伊藤保健福祉総務課長)

それでは事務局の方から、関係課長からの説明もございましたが、今日ビジョンに関連するパンフレットを皆様のお手元の方にお配りさせていただきましたので、後ほど、ゆっくり御覧いただければという風に思います。よろしく願いいたします。

(阿部委員長)

それでは、委員の皆様のご協力いただきまして、御案内の終了予定時刻で終わることができそうです。感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の議事を終了し、以下の進行を事務局にお返しいたします。皆様、御協力を本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、本日の会議の一切を終了いたします。大変ありがとうございました。